

農業委員として

この3年間の活動を振り返って

重点施策の取り組み

豊岡市農業委員会会長

村田 憲夫



私たちは、「農地利用の最適化」の推進と「地域計画」策定に向けての素案作

りを重点施策とし、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携を取り、活動してきました。中でも各委員が日々行っている農地パトロールは、農地の変化に気づく重要な仕事です。

毎年7月頃に、豊岡市内全域の農地パトロールを行っています。近年、遊休農地予備軍が増えているように感じます。啓発活動の一環として、総会後に推進委員5名の活動報告を行っており、農業委員と事務局が情報を共有する貴重な場となっています。

「地域計画」は、「食料・農業・農村基本法」が大幅に改正され令和5年4月より全ての農業地域において地域農業の将来図を作成するように法律で定められました。本

女性委員としての活動を振り返って

会長職務代理者兼
農地対策委員長

高尾 利美



農業を取り巻く環境は年々目まぐるしく変化し、米価高騰、異常気象、獣害

など課題は山積しています。農業委員会では、「地域計画」を中心に5年後10年後の地域農業のあり方を担い手や耕作者中心に検討してきました。今後多様な意見を反映するために女性や若手の参加を広げて「地域計画」のブラッシュアップを行うことが必要です。

次世代を担う子どもたちに、野菜作りを通して農業への関心を高め、担当地域の認定こども園と連携し様々な野菜の栽培と収穫、クッキングまでを体験する活動を実施してきました。また地域の伝統野菜を「農業委員会だより」で紹介し、豊岡の伝統食を盛り込んだ「豊岡うまいもんかた」を女性委員を中心に作りました。子どもたちが地域の伝統食や野菜を知る機会になればと思いい地域の委員の方々と共に市内各地



市長へ意見書提出



こども園でのかるた体験

の認定こども園等で、かるた体験を実施しました。2023年、豊岡市は「オーガニックビレッジ」を宣言しました。行政の主導により次代を担う子どもたちがより安全安心な給食を食べられるよう願うばかりです。また農業委員として農業の地域ぐるみの活動の継続と食料自給率向上に貢献していく責務があると考えています。

各委員の方々、地域の皆さんにご協力とお力添えをいただき心より感謝申し上げます。

地域農政の課題解決に向け

会長職務代理者兼

農地利用最適化推進委員長

井谷 勝彦



農業委員会の基本となる農地法の適正運用審議はもとより、農地パトロール

実施等、農地利用の最適化と遊休農地の発生防止・解消に、農業委員及び推進委員が一体となり、取り組んでまいりました。また、農業者等の意見を農政に反映できるように、市長に対して意見書を提出し、農業農村環境の維持・発展に努めてきました。

令和3年に女性農業委員の発案により食農教育の一環として作成した「豊岡うまいもんかるた」は、作成当時はコロナの影響で思うような活動ができませんでした。が、今期は市内全域の認定こども園等であるた体験を実施し、和気あいあいとした雰囲気の中、子供たちに豊岡の農産物等を紹介し、食と農業に親しみを持ってもらうための活動を行いました。今後も、各園でこのような取り組みが継続していくことを期待しています。

今期の課題として「地域計画の策定」にむけて、市と農業委員会

が協力し、取り組んできました。地域計画は、農業者のみではなく地域住民を巻き込んだ話し合いを通じて、地域及び農村を守るための良い話し合いの機会となりました。

その中で、農業委員会は目標地図作成のため、その素案作りに取り組んできました。現在、地域計画は予定している地域の約9割において策定できましたが、将来計画まで策定できたのは1割弱にとどまっています。地域計画は策定して終わりではなく、始まりとして今後も実現に向け取り組む必要があります。農業委員会では計画のブラッシュアップに向けた取り組みが必要です。

終わりにりましたが、委員の皆様、地域の皆様のご協力により活動できましたことに御礼申し上げます。



農地パトロールの実施

農地の売買・贈与・転用等をする場合、農地法の許可が必要です。

農地法の適用対象となる「農地」とは、耕作の目的に供される土地と定義されています。(農地法第2条第1項) 土地登記簿上の地目が田・畑ならもちろんですが、宅地等、農地以外でも、土地の現況が農地の場合、権利移動や農地転用するときは、農地法の許可を受ける必要があります。

農地法許可申請の種類及び許可までの期間

【申請受理から許可まで約1か月】

- ・農地法第3条…農地を耕作目的で権利移動（売買、賃借等）
- ・非農地証明申請、農地改良届（農地の形状変更）

【申請受理から許可まで約2か月】

- ・農地法第4条…農地を農地以外へ転用（権利移動伴わない）
- ・農地法第5条…農地を農地以外へ転用（権利移動伴う）

※申請書の様式：農地法第3条は豊岡市ホームページ、農地法第4条、第5条は兵庫県ホームページにあります。

許可を取らずに違反転用した場合、**3年以下の拘禁刑**または**300万円以下（法人は1億円以下）の罰金**を科せられる場合があります。

農地法許可申請（届出）受付日

申請受付は、毎月1日から5日です。
最終日の5日が休業日の場合翌開庁日。

月	申請受付日
4月	1日(水)、2日(木)、3日(金)、6日(月)
5月	1日(金)、7日(木)
6月	1日(月)、2日(火)、3日(水)、4日(木)、5日(金)
7月	1日(水)、2日(木)、3日(金)、6日(月)
8月	3日(月)、4日(火)、5日(水)
9月	1日(火)、2日(水)、3日(木)、4日(金)、7日(月)
10月	1日(木)、2日(金)、5日(月)
11月	2日(月)、4日(水)、5日(木)
12月	1日(火)、2日(水)、3日(木)、4日(金)、7日(月)